

令和4年度年末一斉取組み 実施結果

●実施期間

令和4年12月1日から令和4年12月31日まで

●大量調理施設等（弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等）に対する監視指導結果

1. 立入りを行った施設数：5施設
2. 1のうち通知文書、手引書等の配布（情報提供）又は通知文書、手引書等を用いて指導した施設数：0施設

●食肉等の生食用としての提供に関する監視指導結果

A. 鶏肉を取り扱う施設（消費者に直接販売・提供する施設）

1. 立入りを行った施設数：9施設
2. 1のうち生食用又は不十分な加熱での販売・提供について指導した施設数（実数）：2施設

B. 鶏肉以外の食肉を取り扱う施設（消費者に直接販売・提供する施設）

1. 立入りを行った施設数：12施設
2. 1のうち生食用又は不十分な加熱での販売・提供について指導した施設数（実数）：0施設
3. 2において指導した内容（のべ数）
 - (a) 生食用としての販売・提供を中止すること：0施設
 - (b) 加熱不十分な食肉について、中心部まで十分に加熱して販売・提供すること：0施設
 - (c) 加熱不十分な食肉について、販売、提供を中止すること：0施設
 - (d) 加工時、調理時の衛生的な取扱い、他の食材への交差汚染の防止（器具の使い分け、消毒、手洗い等）を行うこと：0施設
 - (e) 一般消費者への販売・提供後に十分な加熱や器具の使い分けをすること等の情報提供を行うこと：0施設
 - (f) その他の指導：0施設

●いわゆるレアハンバーグ等の加熱不十分な挽肉調理品の提供に関する監視指導結果

1. 立入り、指導を行った施設数：0施設

●鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食肉処理業者、卸売業者等）に関する監視指導結果

1. 立入りを行った施設数：1施設
2. 1のうち加熱が必要である旨の情報伝達について指導した施設数（実数）：0施設

●野生鳥獣肉（ジビエ）の取扱施設調査結果

1. 野生鳥獣肉を使用し、製造・調理・販売を行っている施設への監視指導実施数（立入りを行った施設数）：0施設
2. 1のうち食肉処理業の許可を受けた施設で解体されていない野生鳥獣肉を使用していたとして、指導した施設数：0施設
3. 1のうち使用する野生鳥獣肉について、仕入れ先の確認、記録の作成、保存が適切に実施されなかったとして指導した施設数：0施設

●食品等の表示に係る監視指導結果

延べ875施設に監視指導を実施しました。延べ8施設で違反を発見し、書面による改善指導を行いました。
また、収去検査を5検体実施し、違反はありませんでした。

【許可を要する食品関係営業施設】

区分	表示に関する調査・ 監視指導延べ施設数	表示基準違反発見 延べ施設数
飲食店営業		
一般食堂・レストラン・料理店	12	0
すし屋	0	0
そば・うどん屋	0	0
旅館	0	0
仕出し屋・弁当屋	10	0
カフェ・バー・キャバレー	0	0
喫茶店	0	0
その他	15	0
調理の機能を有する自動販売機	0	0
食肉販売業	43	0
魚介類販売業	240	0
魚介類競り売り営業	8	0
集乳業	0	0
乳処理業	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0
食肉処理業	16	0
食品の放射線照射業	0	0
菓子製造業	42	0
アイスクリーム類製造業	0	0
乳製品製造業	0	0
清涼飲料水製造業	0	0
食肉製品製造業	0	0
水産製品製造業	10	0
氷雪製造業	0	0
液卵製造業	0	0
食用油脂製造業	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	0	0

酒類製造業	0	0
豆腐製造業	2	0
納豆製造業	0	0
麺類製造業	5	0
そうざい製造業	7	8
複合型そうざい製造業	0	0
冷凍食品製造業	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0
漬物製造業	6	0
密封包装食品製造業	0	0
食品の小分け業	0	0
添加物製造業	0	0
合計	416	8

【届出を要する食品関係営業施設】

区分	表示に関する調査・ 監視指導延べ施設数	表示基準違反発見 延べ施設数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	35	0
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	32	0
乳類販売業	34	0
氷雪販売業	9	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	0	0
弁当販売業	0	0
野菜果物販売業	64	0
米穀類販売業	5	0
通信販売・訪問販売による販売業	0	0
コンビニエンスストア	0	0
百貨店、総合スーパー	0	0
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	0	0
その他の食料・飲料販売業	267	0

添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	0	0
農産保存食料品製造・加工業	0	0
調味料製造・加工業	0	0
糖類製造・加工業	0	0
精穀・製粉業	0	0
製茶業	0	0
海藻製造・加工業	0	0
卵選別包装業	0	0
その他の食料品製造・加工業	0	0
行商	0	0
集団給食施設	0	0
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0	0
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0
その他	13	0
合計	459	0

【食品の収去検査】

区分	検査した収去検 体数（国産品）	検査した収去検 体数（輸入品）	違反検体数
魚介類	0	0	0
魚介類加工品	0	0	0
食肉	0	0	0
食肉製品及び食肉加工品	0	0	0
卵及びその加工品	0	0	0
乳	0	0	0

乳製品及び乳類加工品	5	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0
穀物	0	0	0
めん類	0	0	0
もち	0	0	0
菓子類	0	0	0
(上記以外の) 穀類加工品	0	0	0
生鮮野菜及び果物	0	0	0
野菜果物乾燥品及び加工品	0	0	0
豆腐及びその加工品	0	0	0
漬物	0	0	0
(上記以外の) 野菜・果物の加工品	0	0	0
そうざい及びその半製品	0	0	0
弁当	0	0	0
冷凍食品			
無加熱摂取冷凍食品	0	0	0
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	0	0	0
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	0	0	0
生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0
かん詰又はびん詰食品	0	0	0
清涼飲料水	0	0	0
酒精飲料	0	0	0
氷雪	0	0	0
水	0	0	0
調味料	0	0	0
その他の食品	0	0	0
添加物及びその製剤	0	0	0
合計	5	0	0